

# 北海道PCB廃棄物処理事業 監視円卓会議だより

平成22年6月  
第19号

北海道及び室蘭市では、日本環境安全事業(株)(JESCO)が室蘭市仲町で操業を行っている北海道PCB廃棄物処理事業が安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視する『北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議』を設置しています。

今回は、5月24日に開催された第19回監視円卓会議の内容を中心に、施設の稼働状況や事業の経過などについて、お知らせします。

## ● 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第19回）について

平成22年5月24日(月)午後2時より、PCB処理情報センター(室蘭市御崎町1-9)において、第19回監視円卓会議を開催しました。

会議には、学識経験者2名、団体委員5名、公募委員4名の計11名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、登別市、伊達市、JESCOなど関係者が出席し、トラブル事象発生時の対応や事業進捗状況、増設事業計画などの報告を行い、それらに関する意見交換が行われました。

### 【会議の概要】

#### 〈 議 事 〉

#### 1 第18回監視円卓会議議事録について

平成22年2月16日に開催した第18回監視円卓会議の議事録が承認されました。

#### 2 監視円卓会議設置要領の改正について

室蘭市の事務局担当課の名称変更に伴う改正について、事務局から報告がありました。

#### 3 通報連絡・公表の取扱いについて

平成22年4月1日から運用が開始されている、トラブル事象発生時における「通報連絡・公表の取扱い」について、前回会議での委員からの意見の反映状況などについて、事務局から説明がありました。

#### 4 環境モニタリング測定結果などについて

事務局から、環境モニタリング測定結果の報告があり、あわせて北海道及び室蘭市による立入検査の実施状況の報告がありました。

#### 5 排出管理目標値超過のおそれに関する調査結果について

昨年9月の道の測定の結果、排気口のダイオキシン類濃度が協定に基づく排出管理目標値を超過するおそれがあったことについて、JESCOから原因究明調査結果の報告がありました。

#### 6 北海道事業の進捗状況等について

JESCOから、施設稼働状況、トラブル事象や内部技術評価結果などの報告がありました。

#### 7 増設事業について

JESCOから、今後整備が予定されている施設の増設事業の概要の説明がありました。



(会議の様子)

## ● 主な報告事項等の内容

### ■ 「通報連絡・公表の取扱い」について

前回の会議で示した案に対する委員からの意見等に基づき修正を行い、平成22年4月1日から運用を開始しました。

- ＜基本方針＞
- ① JESCOは、地域住民の安全・安心を確保するため、取扱いに定める事項について、北海道及び室蘭市へ通報連絡するとともに、自ら公表する。
  - ② 道及び市は、JESCOから通報連絡があった事項を公表する。
  - ③ 公表にあたり、透明性の確保を図り、事象の内容などを道民に分かりやすく、適宜・的確な情報を積極的に提供する。

### ■ 排出管理目標値超過のおそれに関する調査結果について

第1系統排気からのダイオキシン類が、協定に基づく排出管理目標値を超過するおそれがあった昨年9月4日と同様の作業を再現の上、ダイオキシン類を測定することにより事象の確認を行うなどの原因究明調査を行いました。明確な原因となる事象が確認されず、更なる詳細な検証が困難である旨、JESCOから報告されました。

今後は、施設の安全度及び信頼度を高めるため、当面の間、排ガスのダイオキシン類及びPCBの測定頻度を増やす旨、JESCOから説明がありました。

### ■ トラブル事象等について

前回の会議以降（2月16日～5月24日）、2件のトラブル事象が発生しました。いずれも、環境への特段の影響はありませんが、環境保全上の留意が必要な事象（区分Ⅳ）でした。

また、2月1日から4月30日までの不具合事象（部品交換を伴う事象及び復旧作業に伴い数日程度設備が停止した事象）は36件、不具合事象未満（一過性の事象及び設備の停止が1日程度若しくは無かった事象）は51件ありました。

#### 1. 真空超音波洗浄エリアにおける洗浄カゴからの液だれ（発生：4月13日 17：55頃）

発生場所	処理棟1階 真空超音波洗浄エリア（管理区域レベル3）
概要	真空超音波洗浄エリア内の判定洗浄槽B下部の床面に液だまり（推定1リットル）を発見。回収液のPCB濃度は1.59mg/kg。
原因	判定洗浄槽Bに洗浄液が入った状態で洗浄カゴを取り出した際に、洗浄カゴ内の小型コンデンサ缶体内に洗浄液が滞留したまま吊り上げられ、缶体内の洗浄液が下方に落下せず槽外に漏れたものと推定。
対策	①小型コンデンサ缶体が洗浄液をすくい取らないようにするため、洗浄カゴを取り出す前に判定洗浄槽内の洗浄液を排出するよう運転条件を変更。 ②排液時に洗浄液が小型コンデンサ缶体内に滞留しないようにするため、缶体の缶底に対角線上に2箇所穴を開けるよう作業手順を変更。

#### 2. 攪拌洗浄エリアにおける洗浄カゴからの液だれ（発生：5月3日 3：50頃）

発生場所	処理棟1階 攪拌洗浄エリア（管理区域レベル3）
概要	攪拌洗浄槽のうち第6槽から取り出した洗浄カゴを減容圧縮機の装置台に搬送中、洗浄カゴから搬送通路に液だれ（幅：約1.5m、距離：約22m、量（推定）：5ℓ）。PCB濃度は、元の洗浄液：22.5mg/kg、回収液：168mg/kg。
原因	脱液完了と判断を誤り、洗浄液が残った状態で洗浄カゴを持ち上げたため、洗浄カゴ内の素子に液が含まれた状態で搬送を開始した。
対策	攪拌洗浄槽の液レベルが所定のレベル以下とならない場合は、手動操作により洗浄カゴを持ち上げ、停止した状態で液だれの有無を確認するよう要領書を制定。

（4ページへ続く）

## ● 委員からの主な質問と意見

### ◎ 環境モニタリング結果について

(質問) 副委員長

ベンゼンが環境基準値を超えている地区、測定月があるが、これは、室蘭市自体の特性として高いということ、処理施設の影響ではないという認識でよいか。

(回答) 室蘭市

環境基準の適合評価は、年平均値によるので、当該地区は環境基準を満たしている。

風向により工場地帯や自動車排ガスの影響を受け測定値が変動することもあるが、これまでの経過から通常の値の範囲内と考えている。

### ◎ 排出管理目標値超過のおそれに関する調査結果について

(質問) 委員

排気処理に用いられている活性炭について、活性炭の各部分の分析を行っているのか。

(回答) JESCO

ドラム缶に保管していた活性炭から、活性炭フィルタのできるだけ離れた位置を想定し、3つのサンプルを取り、分析した。

(意見) 委員

今回のような場合の原因究明のためには、使用済みの活性炭をそのままの形で保存すべき。

(意見) 副委員長

排気処理施設で用いている「活性炭」が、万が一排気中のダイオキシン類が高くなった場合も、安全に機能していることを結論として強調願いたい。

(意見) 委員長

活性炭内の濃度の濃い部分が追い出されるようなことが起こる可能性について、専門家の見解、文献により知見を確認・整理し、次回会議で報告すること。

今後の対応として分析を2者により行うことについて、その結果に差が生じた際の対応として、第三者が検証できるように採取サンプルを保管しておくべきである。

(質問) 委員

最終的に活性炭の処理はどのように行うのか。

(回答) 委員長

低濃度PCBの処理施設ができるまで、ドラム缶により場内に保管されている。

### ◎ 増設事業について

(質問) 委員長

増設事業について、環境省とJESCOから市に対して説明されていると思うが、市としての意見はどうか。

(回答) 室蘭市

今後、一刻も早く環境省、JESCOと連携を取りながら、事業の開始に向けて協力体制をとっていききたいと考えている。

(意見) 委員

住民とのリスクコミュニケーションは利益誘導、経済効果を強調するのではなく、安全・安心に関する事項を第一に説明すべき。

また、再入札により建設費用が増加するようであれば、国会決議が遵守されずに行われることとなるように思う。

(意見) 委員

増設事業においても、事故などが起こらないよう事業者はもとより、道及び市は、JESCOをきちんと指導し、地元には迷惑がかからないように取り組んでほしい。

(質問) 委員

2年間での処理は、可能か。

(回答) JESCO

厳しいが、処理は可能と考えており、達成できるように取り組んでいきたい。

(質問) 副委員長

処理対象物量が当初計画からほぼ半減しているが、その理由は何か。

(回答) JESCO

環境大臣による認定制度の進展により、ウエスと汚泥などは、民間事業者による処理の可能性が考えられるということで、これに沿った形での検討による。

(意見) 委員長

住民が安心できる方式を選定し、処理施設の根幹が決まった段階で費用面を含めた内容を報告願いたい。

そのうえで、本会議としては、操業に関して安心面に対して補足的な提案をしたいと考えているので、時間的余裕をもった説明をお願いしたい。

また、安心して処理を任せられるという観点から、現在稼働している施設のノウハウが生かせるような配慮が必要である。

## ● 主な報告事項等の内容 (2ページからのつづき)

### ■ 増設事業について

増設処理施設に求められる処理システムと満足すべき条件等について、学識経験者が委員となっている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会」(事業部会)によって報告書「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の処理施設(増設)について」が本年5月に取りまとめられました。その概要は、次のとおりです。

#### 【処理対象物及び処理対象物量等】

処理対象物：北海道事業対象区域(1道15県)内に存する「PCB汚染物等」

処理対象物量：1,916トン(PCB汚染物等重量)

処理期間：約2年間

#### 【処理能力及び処理方式等】

処理能力：6トン/日以上(PCB汚染物である安定器処理重量)

処理方式：公募による提案技術を審査し選定

立地場所：現在の施設に隣接している土地(室蘭市仲町)

#### 【増設施設の満足すべき条件】

①安定した処理能力の維持、②リスク管理に基づく安全対策の充実、③作業従事者の安全衛生管理の充実、④先行事業の知見を活かした施設設計、⑤環境負荷の極小化、⑥多様なPCB汚染物等の処理に対応できる施設、⑦気候条件を踏まえた処理施設、⑧処理工程からの排水、排気、⑨処理済物や処理残さのリサイクル、⑩市及びその近郊のPCB廃棄物の先行処理

#### 【責任・運営体制】

①事業の進展の段階に応じた、優れたトータル処理システムを実現のための体制整備

②設計・施工、運転管理者との密接な連携、緊急時対応に関する総合エンジニアリング企業による責任体制の確保

#### 【重要事項】

①市及び道の受入条件等に即した対応、②環境保全協定の遵守、③監視円卓会議などを通じた地域住民、関係者の理解、④北海道事業部会等の専門的助言、⑤収集運搬における安全性確保、⑥環境産業集積基盤強化のための取り組み

### ◆PCB廃棄物処理事業に関するお問合せ

#### 日本環境安全事業株式会社 北海道事業所

〒050-0087 室蘭市仲町14番地7

TEL:0143-22-3111 FAX:0143-22-3001

<http://www.jesconet.co.jp/>



### ◆PCB廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問合せ

#### 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL:011-204-5199(直通)、011-231-4111(内24-323) FAX:011-232-4970

E-mail: [kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/index.htm>

#### 室蘭市生活環境部環境課

〒051-0001 室蘭市御崎町1丁目75番7号

TEL:0143-22-1481 FAX:0143-22-7148 E-mail: [kankyou@city.muroran.lg.jp](mailto:kankyou@city.muroran.lg.jp)

<http://www.city.muroran.lg.jp/>



※「円卓会議だより」や円卓会議の会議資料は、北海道及び室蘭市のホームページでご覧いただけます。  
また、この「円卓会議だより」は、室蘭市の各サービスセンターでも配布しています。